

令和6年10月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団

令和6年10月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第 1 号	香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案	1
第 2 号	香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案	3
第 3 号	香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案	7
第 4 号	令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金等の処分について	8
第 5 号	令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について ..	9

予 算 外 議 案

(第 1 号 ~ 第 5 号)

香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表7（第29条関係） 旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき） （1）基本料金			別表7（第29条関係） 旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき） （1）基本料金		
用途の別	メーターの口径	金額	用途の別	メーターの口径	金額
一般用	13ミリメートル	<u>550円</u>	一般用	13ミリメートル	<u>500円</u>
	20ミリメートル	<u>990円</u>		20ミリメートル	<u>900円</u>
	25ミリメートル	<u>1,430円</u>		25ミリメートル	<u>1,300円</u>
	30ミリメートル	<u>1,870円</u>		30ミリメートル	<u>1,700円</u>
	40ミリメートル	<u>4,070円</u>		40ミリメートル	<u>3,700円</u>
	50ミリメートル	<u>6,270円</u>		50ミリメートル	<u>5,700円</u>
	75ミリメートル	<u>14,630円</u>		75ミリメートル	<u>13,300円</u>
	100ミリメートル	<u>27,610円</u>		100ミリメートル	<u>25,100円</u>
	150ミリメートル	<u>69,025円</u>		150ミリメートル	<u>62,750円</u>
事業用	13ミリメートル	<u>33,550円</u>	事業用	13ミリメートル	<u>30,500円</u>
	20ミリメートル	<u>33,990円</u>		20ミリメートル	<u>30,900円</u>
	25ミリメートル	<u>34,430円</u>		25ミリメートル	<u>31,300円</u>
	30ミリメートル	<u>34,870円</u>		30ミリメートル	<u>31,700円</u>
	40ミリメートル	<u>37,070円</u>		40ミリメートル	<u>33,700円</u>
	50ミリメートル	<u>39,270円</u>		50ミリメートル	<u>35,700円</u>
	75ミリメートル	<u>47,630円</u>		75ミリメートル	<u>43,300円</u>
	100ミリメートル	<u>60,610円</u>		100ミリメートル	<u>55,100円</u>
150ミリメートル	<u>102,025円</u>	150ミリメートル	<u>92,750円</u>		
（2）従量料金			（2）従量料金		
用途の別	金額		用途の別	金額	

	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	10立方メートルまで	<u>143円</u>
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>165円</u>
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>198円</u>
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>220円</u>
	50立方メートルを超えるもの	<u>237円</u>
事業用	200立方メートルまで	<u>55円</u>
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>110円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>209円</u>
臨時用		<u>286円</u>

備考

1～4 略

	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	10立方メートルまで	<u>130円</u>
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>150円</u>
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>180円</u>
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>200円</u>
	50立方メートルを超えるもの	<u>215円</u>
事業用	200立方メートルまで	<u>50円</u>
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>100円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>190円</u>
臨時用		<u>260円</u>

備考

1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～4 略

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例の施行の前日から継続して供給している水道の使用で、同日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、改正後の別表7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学（以下「大学」と総称する。）<u>において、土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>であること。</p> <p>(2) <u>大学において、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>であること。</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）<u>において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後、次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>であること。</p> <p>(4) <u>短期大学等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学（以下「大学」と総称する。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</u></p> <p>(2) <u>大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）<u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</u></p>

した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（以下「高等学校等」という。）において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(6) 高等学校等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(8) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については2年以上、第2号の規定による卒業をした者については3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

（水道技術管理者の資格）

第4条 略

(1) 大学、短期大学等又は高等学校等において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号及び第4号において同じ。）については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(2) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) 略

(4) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については5年以上、短期大学等を卒業した者については7年以上、高等学校等を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 外国の学校において、第1号、第2号又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業（専門職大学前期課程にあっては、修了）をした者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者であること。

(2) 大学、短期大学等及び高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。第4号において同じ。）については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(4) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については5年以上、短期大学等を卒業した者については7年以上、高等学校等を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業（専門職大学前期課程にあっては、修了）をした者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。

(7) 技術士法第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第4条第6号の改正規定の施行の際現に厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了している者については、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者とみなす。

香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(企業長等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 企業長 基準給与年額（地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下この条において同じ。）に6を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(企業長等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 企業団は、企業長等の企業団に対する損害を賠償する責任を、企業長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、企業長等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる企業長等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1) 企業長 基準給与年額（地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下この条において同じ。）に6を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第4号

令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金等の処分について

令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算は、別冊令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計決算書のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるとともに、同法第32条第2項及び第3項の規定により、香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金等を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金2,646,293,468円のうち、1,504,596,017円を資本金に組み入れ、905,346,254円を減債積立金に、231,454,210円を建設改良積立金に、4,896,987円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。

また、非償却資産の譲渡による資本剰余金減少相当額1,462,755円を資本金に組み入れる。

令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について

令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算は、別冊令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計決算書のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるとともに、同法第32条第2項の規定により、香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金332,497,762円のうち、161,447,766円を資本金に組み入れ、56,498,889円を減債積立金に、64,551,107円を建設改良積立金に、50,000,000円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。

